

～ 公認審判員資格の再取得について ～

令和3年3月1日改正

公認審判員資格を失効された方で再取得を希望される方は、下記の要領で手続きをしてください。

公認審判員資格登録規定

第7条 審判員は次に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 審判員資格登録を更新しないとき
- (2) 本会で失格が適当と認められたとき
- (3) 各加盟団体より資格抹消の手続きがなされたとき
- (4) 本会の会員でなくなったとき

失効した公認審判員資格の再取得の制限について、令和3年2月27日に開催された公益財団法人日本バドミントン協会理事会において協議がなされ、下記のように承認されましたのでご報告いたします。

上記の(1)に関して失効した公認審判員資格について、下記の下線部のとおり再取得を制限する。

- (1) 審判員資格登録を更新しないとき

失効していた更新回数分の資格登録料と支払っていない年度の本会会員費、及び再取得費(各級の取得時の資格認定申請料(3級 2,000円・2級 3,000円・1級 4,000円 ※税抜)相当)を支払うことで再取得を認める。

支払っていない年度の本会会員費を支払うことで再取得を認める。

但し、当該更新含め2回までとする。

(公益財団法人日本バドミントン協会からの通知)

手続き

①埼玉県バドミントン協会事務局長へ、再交付を希望する旨 メールする。

(会員番号 名前(姓、名、ふりがな)は、かならず入力してください)

会員登録システムで現在の状態を確認し、失効していた更新回数等をお伝えいたします。

②失効していた更新回数分の資格登録料及び再取得費(各級の取得時の資格認定申請料)を埼玉県バドミントン協会の口座に振り込んでください。

振込額 = 資格登録料×更新回数 + 資格認定更新料

資格登録料 1級は、5年間で17,000円(税込み・県内手数料含む)

2級は、3年間で 8,750円(税込み・県内手数料含む)

3級は、3年間で 6,000円(税込み・県内手数料含む)

資格認定更新料 1級は、4,900円(税込み・県内手数料含む)

2級は、3,800円(税込み・県内手数料含む)

3級は、2,700円(税込み・県内手数料含む)

③支払っていない年度の日本バドミントン協会会費は

会員登録システムを利用し、未納の年度を選択して納入してください。

埼玉県バドミントン協会の口座

ゆうちょ銀行

口座番号 00150-4-554565

加入者名 埼玉県バドミントン協会

※通信欄には、振り込みの内訳が分かるようにご記入ください。

会員番号 氏名 連絡先は必ずご記入ください。

埼玉県バドミントン協会事務局長（藤松）

t. f u j i m a t s u @ s a i b a d . j p 半角で入力してください。